

令和 8 年

行方市農業委員会

第 6 回総会会議録

(令和 8 年 6 月 2 5 日)

令和8年6月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎1階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第31号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第34号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第35号	現況証明願について
議案第36号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について
議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第38号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第39号	農業者年金加入推進について
議案第40号	農地パトロールについて
報告第28号	制限除外の移動届の受理について
報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第30号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第31号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 原 和範	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 千ヶ崎 敏男		

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事 務 局	(開会宣言)	午後 3時00分
	定刻となりましたので、さっそく、はじめさせていただきます。それではただいまより令和8年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。 最初に、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。	
会 長	(会長挨拶)	
	それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、第6回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、総会前の会議として農地部会議、農政部会議、大変お疲れさまでございました。 梅雨ということで、雨が降ることはしょうがないことですが、台風7号の動きが気になるところです。気象庁は23日、7月から9月の気候の見通しを発表しました。7月、8月は全国的に気温が平年並みか高く、特に梅雨明け頃は急激に暑くなる可能性があり、一方で、9月は平年並みを見込み、厳しい残暑にはならないと発表しました。熱中症にならないように気をつけていただきたいと思います。 最後になりますが、本日も議案の審議をお願い申し上げて挨拶といたします。	
事 務 局	(議長の選出)	
	ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきます。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
議 長	(委員の出席状況)	
	それでは、まず、資格審査報告です。 ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和8年行方市農業委員会第6回総会を開会いたします。	
議 長	(会議録署名人の指名)	
	日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。 10番 近藤芳子委員、11番 茂木孝委員。	
議 長	(書記の任命)	
	次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の米澤事務局長補佐、荒井係長を任命します。	

		(会期)
議 長	次	次に、日程第 3、会期の決定でありますが、本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員	異	異議なし。(全員一致)
議 長	異	異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。

		(経過報告)
議 長	次	次に、日程第 4、経過報告について、事務局より報告願います。
事 務 局	私	私から、6 月行事の経過報告につきまして、報告をさせていただきたいと思いま す。資料につきましては、タブレット内のハンドブックの総会開催通知及び日程経 過報告の中の令和 8 年度行事経過報告 6 月の表ごとに報告のほうをさせていただ ければと思います。 前回の総会以降の経過といたしまして、5 月 2 5 日の農業委員会総会終了の後、行 方市認定農業者協議会総会がかどやにおいて開催されており、こちらには会長が参 加しております。認定農業者及び農業関係者団体等が出席しており、事業報告及び 事業計画について協議し、意見交換会も行われております。 続きまして、6 月 2 日でございます。茨城県選出国會議員への要請集会及び全国農 業委員会会長大会が開催されており、会長と事務局で参加しております。こちらに は茨城県内の市町村が参加しております。まず、東京都千代田区の憲政記念館にお きまして、茨城県選出国會議員への要請書内容の説明と意見交換会を行いました。 その後、文京シビックホールにて全国農業委員会会長大会に出席しております。 続きまして、6 月 5 日でございます。農業委員会行方地域協議会理事会が潮来市役 所で開催されており、会長と会長代理、事務局で参加しております。こちらにつ きましては、行方地域協議会の令和 8 年度事業内容等について協議をしてございま す。 続きまして、6 月 2 2 日でございます。第 8 4 回霞ヶ浦・北浦治水利水環境促進同 盟会通常総会がレイクエコーにおいて開催されており、会長が参加しております。 こちらにつきましては、同盟会の事業報告及び事業計画等についての審議や国に対 しての要望決議等が行われております。 そして、本日 2 5 日現在、第 6 回総会を開催中でございます。以上です。よろしく お願いいたします。

		(議案の審議)
議 長	そ	れでは、日程第 5、議案の審議に入ります。

		(議案第 3 1 号)
議 長	議	案第 3 1 号 農地法 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議 題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議	案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について下記の

		とおり許可申請があったので提案する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会 椎名勇。 案件につきましては、第17項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から17項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。
9	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内石神在住の70代の女性です。渡人は、同じく石神在住の60代の農業の女性です。申請事由については、農業経営の規模拡大のため、区分については贈与による所有権移転です。調査の結果、従事日数も年間220日と何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数220日以上、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5	2項の調査報告をします。 今回の調査は、関口・飯島両委員さん、推進委員の石田・千ヶ崎委員さんと調査してまいりました。 譲受人は、市内芹沢地区在住、75歳、農業の男性です。1万9,106平米を耕作しております。譲渡人は、東京都在住、68歳、会社員の女性です。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。

1	4	番	14番、本澤です。第3項の調査結果につきまして報告いたします。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋・原両推進委員の協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内次木在住、42歳の農業の男性です。譲渡人は、茨城県農業振興公社の理事長の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は、売買による所有権の移転です。今回許可を受けようとする農地は、小貫地内の畑2,873平米で、権利取得分における経営面積は8万3,157平米、農業従事日数も300日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長		調査の結果は、年間労働日数300日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長		次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番		4番、野口です。椎名会長の案件です。第4項の調査報告をいたします。 調査員は、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 譲受人は、埼玉県朝霞市在住の52歳、農業の男性です。譲渡人は、茨城県農林振興公社です。申請事由は、農業の経営規模拡大を図るためです。区分は、売買による所有権の移転です。土地は、島並地区、畑、5,044平米と小高地区、田、1,421平米です。権利取得後の経営面積は2万3,656平米となります。畑は甘藷を作付する予定です。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長		調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長		質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員		異議なし。（全員一致）
議	長		異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長		次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
1	番		1番、一村です。第5項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、四鹿在住の50代の男性の方。譲渡人は、四鹿在住の60代男性です。 申請事由は、農業の規模拡大と経営の安定のため、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、現在、水稻、露地野菜を合わせて7万8,155平米耕作しており、農機具も一通りそろっております。今回取得しようとする土地は、家から500メートルほどの距離であり、問題なく許可相当と調査しました。皆様のご審議

		をよろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、今回取得する農地は自宅から５００メートル、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９	番	９番、谷田川です。第６項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。
		譲受人は、石神在住の７０代の農業の男性。渡人は、川崎市在住７０代の無職の女性です。申請事由については、農業経営の拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転です。場所は、受人の自宅から車で数分のところになります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から車で数分、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１	６	１６番、小沼です。７項の調査報告をします。
		この調査には、麻生・太田４人で調査をしてまいりました。
		譲受人は、行方市富田、７４歳の農業の男性の方。譲渡人は、千葉県流山市、７４歳、無職の女性の方です。申請事由については、農業経営の規模拡大、区分は、上２筆が売買による、下２筆が贈与による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて１万５，６７９平米、水稻、ジャガイモ、年間２８０日、家から２キロ１０分、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、年間労働日数２８０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。

9	番	9番、谷田川です。第8項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をまいりました。 譲受人は、鹿嶋市在住、30代の会社員の男性。渡人は、神栖市在住の弁護士の男性です。申請事由については、農業経営の規模拡大のため、区分は、売買による所有権移転です。現在、受人の両親が米作りをしており、場所は父親の自宅から車で数分のところになります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	取得しようとする土地は、自宅から車で数分、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。9項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田で4人で調査をまいりました。 譲受人は、行方市麻生、農業法人47歳の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、会社員、51歳の男性の方です。申請事由は、新規の法人化を図るため、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、新規に法人を立ち上げて、親子3人で水稲、年間280日、家から4キロ15分、農機具もそろっており、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、新規就農、法人化する、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1	4	14番、本澤です。第10項の調査結果について報告いたします。 この調査には、近藤委員さん、そして、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をまいりました。 譲受人は、市内小貫在住の70歳の農業の男性です。譲渡人も、市内小貫在住85歳の農業の男性です。今回許可を受けようとする農地は、小貫地内の1,696平米で、以前より譲受人が賃貸借により耕作をしていた水田であります。譲渡人も高齢化に伴いまして今回の申請になりました。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。農業従事日数も300日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議	長	調査の結果は、受人が以前から耕作していた土地で、年間労働日数３００日、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0 番	長 番	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。 １０番、近藤でございます。１１項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員さん、小嶋・原両推進委員さんに協力をさせていただきました。 受人は、行方市在住４７歳の農業の男性の方です。露地野菜４万９，６６９平米を作付しております。渡人は、行方市在住７８歳の会社役員の男性の方です。申請事由は、農地拡大・充実のため、区分は、売買による所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。購入面積は４，６２５平米、今回権利を設定しようとする土地は、 XX のところで、自宅に隣接しております。農業従事日数も３００日以上、農機具もそろっております。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数３００日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。
議 1 4 番	長 番	次に、１２項から１７項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。 １４番、本澤です。第１２項から１７項まで関連がありますので、一括での報告といたします。 なお、この調査には、近藤・阿部委員さん、そして、小嶋・原両推進委員さん、事務局代理人、そして、風間農地部会長にも同席をいただきまして、調査をしてまいりました。担当委員さんでの判断が難しく、大勢での現地確認となりました。 ６項とも全て営農型太陽光発電設備に関する更新の申請です。 問題点２つほどありましたが、３条で１点、５条で１点ずつとありましたので、３条ではまず１点を説明申し上げます。 １２項から１７項まで、譲受人は、福岡県福岡市に事務所を置く太陽光発電会社の代表の男性です。譲渡人は、１２項から１５項までが市内次木に事務所を置く農地法人の男性です。１６項が潮来市在住の７６歳の女性、１７項が市内小幡在住、４１歳の男性です。申請事由は、営農型太陽光発電設備を設置するために地上部分における地上権の設定です。更新ですので３条での問題はないのですが、本来の更新

		時期が５月末日で、１か月ほど遅れておりました。営農の対応が進んでいないというのが一つの問題点でございました。この点については事務局に委任された代理人を通じて、次回は必ず更新時期を守るように強く申入れをいたしました。申請内容については更新ですので、更新時期の指導という内容を添えて許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、次回から必ず更新時期を守っていただくということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１２項から１７項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第３２号）
議	長	議案第３２号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第３２号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員会 椎名勇。
局		案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ごとに審議いたします。
		１項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、高塚委員。
１	９	１９番、高塚です。第１項について調査報告をいたします。
番		調査員は、木村委員、野原推進委員にも同行を願い、行いました。
		申請人は、市内玉造甲在住の７０代の農業の男性の方です。申請事由は、農業用倉庫（ライスセンター）ということで、現在、借家を使用しているライスセンターが老朽化したため、今回、自宅より２００メートルぐらいのところの農地にライスセンターを建築したいとのごことでございます。それで、隣接した宅地６５６平米と一体的に利用していくそうです。現地は、
		とあります。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、現在使っているライスセンターが老朽化して新しくする、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。
２	番	２番、豊村です。第２項について報告いたします。

		この件は、木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。
		申請人は、77歳、市内玉造在住の自営業の男性です。申請事由については、昨年、5条を申請して所有権移転を済ませた土地に駐車場と自宅を建てる予定でしたが、すぐ近所の息子さんの家に隣接する場所が売りに出たため、交渉した結果、そちらに建てることになり、申請地は大型車両も止められる駐車場として利用したいとのこと、事業計画書、見積書など必要な書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第33号）
議	長	議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		案件につきましては、第18項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。
		譲受人は、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人の男性です。渡人は、市内根小屋在住の60代の男性。申請事由については、太陽光発電設備、区分は、売買による所有権移転です。この土地は、2月に農振除外の申請が出されております。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	2月に除外申請、また、関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。

		調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。2項、3項は関連がありますので、一括の報告とさせていただきます。
		なお、この調査は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力を得て、調査をまいりました。
		譲受人は、2項、3項とも東京都新宿区の株式会社の法人で、電源開発事業、発電事業等を行っています。2項の譲渡人は、市内八木蒔在住67歳の女性です。3項の譲渡人は、市内玉造在住73歳の男性です。申請事由は、2項、3項とも太陽光発電設備の設置で、区分は、売買による所有権移転になります。譲渡人は、今後農業を続けていく人材がおらず、休耕している土地を手放したいと考え、譲受人は、活用されていない農地を太陽光発電設備設置で有効に活用したいと、両方の合意がしたものです。2項に用いる設備は、モジュール720ワットを150、パワーコンディショナーを10台、3項に用いる設備は、モジュール720ワットを122枚、パワーコンディショナーを10台を予定しています。申請地は、
		のところです。調査の結果、2項、3項とも事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書等関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項について調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。
7	番	7番、飯島です。4項について調査報告いたします。
		この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力をいただいて調査をまいりました。
		譲受人は、市内芹沢在住の34歳の男性の方です。譲渡人は、千葉県市川市在住の83歳の女性の方です。申請事由につきましては、記載のとおり自己用住宅です。区分については、贈与による所有権移転です。現在住んでいる賃貸住宅では手狭となり、将来のことを考えて実家の近くに自己用住宅を建築したいと思い、今回の計画になったということです。場所は、
		です。事業計画書、資金計画書、必要書類も添付されているため、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 9 番	次に、５項について調査員より調査の報告を求めます。１９番、高塚委員。 １９番、高塚です。第５項について調査報告をいたします。 調査には木村委員、野原推進委員に同行をお願いして行いました。 譲受人は、市内手賀の法人代表の女の方。譲渡人も市内手賀、無職の８０代の男性の方です。申請事由は、駐車場ということで、区分は、売買による所有権移転となります。会社敷地に事務所を新設により既存の駐車場スペースが不足気味のため、会社に近い今回申請地に駐車場を整備したいとのことです。現地は、 のところです。何ら問題なく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、６項から８項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。 ８番、関口です。６項、７項、８項は関連がありますので、一括の報告とさせていただきます。 なお、この調査は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力を得て調査をしてまいりました。 譲受人は、６項、７項、８項とも東京都渋谷区のコムコム合同会社の法人です。再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業を行っている会社になります。６項の譲渡人は、市内羽生在住の７５歳の女性、７項の譲渡人は、市内羽生在住の６６歳の男性、８項の譲渡人は、市内芹沢在住の６６歳の男性です。申請事由は、６項、７項、８項とも太陽光発電施設の設置で、区分は、売買による所有権移転になります。６項、７項、８項とも譲渡人は、譲受人の希望によるもので、譲受人は再生可能エネルギーの供給に太陽光発電施設として有効利用を図るためです。６項に用いる設備はパネル６１５ワットを１８０枚、７項に用いる設備はパネル６１５ワットを１８０枚、８項に用いる設備は６１５ワットを１６８枚の予定となっております。６項、８項の申請地は、 です。７項の申請地は、 です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書等関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

		発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項から8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。
7	番	調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。 7番、飯島です。9項、10項について、関連がありますので、一括して調査報告いたします。 この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力をいただき、調査をしてまいりました。 譲受人は、千葉県市川市在住の株式会社の法人です。建設機械・部品製造業を行い、渡人は、9項は鹿嶋市在住の68歳の女性の方です。10項の渡人は、行方市芹沢在住の60歳の男性の方です。申請事由は、記載のとおり駐車場です。区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、事業拡大に伴い物流車両の出入りが増加している一方、従業員用のアパートの整備により既存の駐車スペースが不足しているため、敷地内の安全確保及び円滑な事業運営を目的として、駐車場として有することといたしたということです。現地は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXでございます。事業計画書、残高証明書、見積書、必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、駐車場が不足しているということで今回の申請になったそうです。必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項から16項は関連がありますので、一括審議といたします。
1	4番	調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。 14番、本澤です。11項から16項まで関連がありますので、一括でのご報告とさせていただきます。 なお、この調査にも、風間農地部会長をはじめ、近藤・阿部両委員さん、小嶋・原両推進委員さん、事務局代理人の方々と調査をしてまいりました。 3条の12項から17項の営農型太陽光発電設備の橋脚部分の農地を一時転用の申請であります。区分は、賃借権の設定です。譲受人は、11項から16項まで全て福岡県福岡市の太陽光発電会社の代表の男性です。譲渡人は、11項から14項までは市内次木の農業法人の代表の男性、15項が潮来市在住の女性の方、16項が市内小幡在住の男性です。営農型ですので、下部農地について全て市内次木の農業法人の会社が営農をするということとあります。

		今回の申請面積であります、１１項が２．８７平米、１２項が２．７７平米、１３項が２．５３平米、１４項が３．７８平米、１５項が３．４４平米、１６項が３．２１平米であります。事業計画書、栽培計画書が添付されているのですが、実際には現地確認時には準備をしていない状態で、草が生い茂っておりました。これが２つ目の問題点であります。理由としては、許可が下りていないからということでしたが、原因は１か月の申請の遅れでしょうということであります。シャインマスカットから甘藷への変更は、耕作時なら問題はないとの見解でしたので、委員さん皆の協議の結果は、２週間以内に作付を完了するという約束で許可という意見とまとまりました。 以上の内容から、１１項から１６項まで全て許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、２週間以内に作付をするということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１１項から１６項は原案のとおり可決いたします。
議 1 2	長 番	次に、１７項について調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。 １２番、橋本です。１７項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、市内岡在住の６０歳代の女性です。譲渡人は、市内白浜在住の５０歳代の男性です。申請事由は、宅地への出入口及び駐車場の造成です。場所は、XXXXXXXXXXです。面積は３０３平米です。区分は、売買による所有権の移転です。申請目的の実現性、さらに周辺農地への営農条件の支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、周辺農地への影響もないということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１７項は原案のとおり可決いたします。
議 1 2	長 番	次に、１８項について調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。 １２番、橋本です。１８項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、東京都品川区にある太陽光発電事業を行う会社の代表取締役の男性で

		す。譲渡人は、潮来市日の出地区に住む40歳代の男性です。申請事由は、太陽光発電施設の設置です。場所は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXです。面積は1,200平米です。区分は、売買による所有権の移転となります。申請目的の実現の可能性、周辺農地の営農条件等は問題ないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、周辺農地への影響もないということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、18項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第34号）
議	長	議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について下記のとおり証明願があったので提案する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
局		案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項について審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。5条の計画変更についてご報告させていただきます。 この調査は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力を得て調査をしてまいりました。 転用者は、潮来市日の出町の株式会社の法人で、貸付者は、市内羽生在住の男性です。この物件は、令和7年6月10日付、行方農業委員会指令第55号で、農地法の5条の許可を受けたものであります。許可の目的は、大型車両旋回場です。工事のほうで延長になったので、期間の延長を申し込むわけなんです、その原因となるものが、伐採最中に国の天然記念物に指定されているオオワシの巣が発見されたため、期間の延長が申出されています。調査の結果、5条の許可の事業計画変更は相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、オオワシが見つかり期間の延長ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

		(議案第35号)
議	長	議案第35号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第35号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		案件につきましては、第8項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項及び2項は関連がありますので、一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5	番	5番、木村です。第1項、2項は関連がありますので、一括報告させていただきます。
		調査は、豊村委員と調査してきました。
		申請人は、市内玉造在住70代の女性でした。申請事由は、地目変更登記のため非農地証明の交付願です。場所は、
		のところです。申請地はくぼ地で、20年前からの雑木が生い茂っているそうです。周りの土地も原野化しており、再生するのは困難であり、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、土地はくぼ地、もう20年以上前から原野化して、とても元に戻すことができないということで、非農地証明を交付してもいいということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項及び2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5	番	5番、木村です。第3項の報告をさせていただきます。
		調査は、豊村委員と調査してまいりました。
		申請人は、市内玉造在住60代の男性の方です。申請事由は、地目変更登記のため非農地証明の交付願です。場所は、
		のところです。申請地はくずの木など生い茂り、周辺の土地も同じように原野化しており、再生するのは困難であり、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	申請地は20年以上前から耕作していないので原野化しているということで、非農地証明交付相当ということでした。
		それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 5 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。 15番、風間です。4項の調査報告をいたします。 この調査も関口・飯島両委員さん、石田・千ヶ崎両推進委員さんとともに調査してまいりました。 申請人は、市内若海地区在住、農業の男性です。申請事由につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。場所は、[REDACTED]です。30年以上耕作しておらず、現在は山林化している状況で、農地に復元するのは極めて困難な状況にあります。非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、30年以上前から耕作しておらず山林化しており、農地に復元することは困難ということで、非農地証明交付は相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 6 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。5項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 申請人は、千葉県流山市の女性の方です。願出事由は、地目変更登記のため、区分は、非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、行方市富田は20年前から山林化しており、ほか3筆は、行方市富田中台は20年前から耕作してなく、竹林化して、復元するのも困難な状況です。場所は、[REDACTED] [REDACTED]になります。証明願発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、20年以上前から耕作しておらず、山林化・竹林化しており、非農地証明を交付は相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1	長 4 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。 14番、本澤です。6項の調査結果について報告いたします。 なお、この調査には、近藤委員さん、そして、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 願出人は、市内次木在住の女性の方です。願出事由は、次木地内の地目2筆4、6

		78平米の非農地証明です。現状を確認したところ、20年前からもう山林化しておりまして、農地に復元するには無理な状況でした。場所は、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX ところでございます。調査の結果は、地目変更のための非農地証明発行は妥当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。
議	長	調査の結果は、山林化しており、農地の復元するのは困難、非農地証明を交付することは妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。7項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 申請人は、川崎市在住の女性です。願出要旨は、地目変更登記のため、区分は、非農地証明です。調査の結果、20年以上前から山林化しており、復元は難しい状況で、証明書発行は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、20年以上前から山林化、非農地証明交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。
1	7	番 17番、郡司です。第8項の調査を報告いたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は、80代で神奈川県川崎市に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX のところになります。約20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、20年以上前から耕作しておらず、原野化しており、農地に復元することは困難、非農地証明交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、８項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第３６号)
議	長	議案第３６号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	それでは、議案第３６号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
局		別紙資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。
		令和８年６月１０日付で、行方市長より農業委員会長宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回６件の申請がありました。事務局説明は事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項及び２項は関連がありますので、一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４	番	４番、野口です。椎名会長の案件となります。１項、２項とも関連がありますので、一括して調査報告いたします。
		調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力をいただきました。事業者は、行方市小高在住の農業の男性です。[REDACTED]
		[REDACTED] 自宅敷地を売却、生活再建のために近郊の農地を転用し、自宅等建築をしたそうです。１項は自宅の進入路への整備です。周辺農地への影響はありません。２項は、農業用倉庫及び特定技能外国人用宿舍の整備です。自宅に隣接した平地で、大型農業機械の出入りが可能な土地で、特定技能外国人の安全な通勤及び機械等の維持管理が一体的に行える状況にあります。また、土地の一部を許可なしで無断に転用したために始末書が添付してありました。調査の結果、１項、２項とも農用地区域から除外することに許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農用地区域から除外することに問題がなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、１項及び２項は農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１	２	１２番、橋本です。３項の調査報告をします。
		なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。
		申請人は、市内青沼在住の７０歳代の女性です。申請事由は、現在住んでいる場所

		が[]であるため、自分の所有する畑に住宅兼店舗を建築したいということです。場所は、[]の畑です。面積は1,791平米、そのうちの499.49平米です。申請の実現性、周辺農地への影響はないと思われます。このようなことから、農振除外が妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業の成立の正当性、また、いろんな面を考慮して許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項を農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9	19番、高塚です。4項について調査報告をいたします。
		調査には、木村委員、野原推進委員にも同行願い、行いました。
		申請人は、市内玉造甲、[]の代表の方。申請事由は、駐車場ということです。車の販売台数の増加を計画しており、既存の駐車場だけでは十分でなく、今回、既存の駐車場に近い農地を譲り受けることになったそうです。駐車場と整備して利用したとのこと。現地は、[]のところです。隣地の同意書、土地改良区の意見書等も添えられています。よって、農業振興地域よりの除外申請について許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、隣地の同意書、また、土地改良の同意も得て、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項を農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。5項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。
		申出者は、土浦市に事務所を置く[]とする法人の男性です。変更区分は除外、目的は、[]です。面積は2,924.74平米。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、この申請地を農振除外することについて許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、 あり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項を農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４	番	４番、野口です。椎名会長の案件となります。第６項の調査報告をいたします。調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。事業者は、行方市小高在住の男性です。申請地は、申請者が農業用施設を設置・運営している土地の隣接する地に位置する宅地であります。当該当地には甘藷のキューリング倉庫の一部及び堆肥置場を整備済みであり、営農継続の上、重要な役割を担っております。将来にわたり安定な農業体制をつくり、維持・継続していくために、農用地区域の編入を申し出るものとありました。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項を農用地区域から編入することに異議ないものと決定いたします。
		ここで暫時休憩、５分ぐらい休憩しますので、皆様、トイレ等行かれてください。
		（休憩）
議	長	それでは、再開いたします。
		（議案第３７号）
議	長	議案第３７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第３７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		別紙資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より、行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年８月１日始期の新規９件、３５筆、６万６，３５１平方メートル、更新７件、１３筆、２万８，５５６平方メートルになり

		ます。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。 発言する者なし。
儀	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第３８号）
議	長	議案第３８号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第３８号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について下記のとおり推進する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。 別紙資料ナンバー３をご覧くださいと思います。 令和８年度農業委員会会長・事務局長会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員１人当たり毎年１部の新規購読者の確保を図ることとなりました。 普及推進強調月間といたしまして、前期が７月から８月、後期が１０月から１１月、１人当たり１部以上の普及・購読者の確保をお願いしたいと思います。 推進活動によりまして新規購読者がおられましたら、先月総会にてお渡しした申込書に必要事項をご記入いただき、事務局へ提出くださるようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。 発言する者なし。
儀	長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第３９号）
議	長	議案第３９号 農業者年金加入推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第３９号 農業者年金加入推進について下記のとおり推進する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。 別紙資料ナンバー４をご覧ください。 令和８年度農業者年金推進対策としまして、茨城県におきましては１３０名の加入確保を目標としております。県のほうで定めた市町村別の農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては今年度加入目標８名ということで設定されております。

		認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成し、タブレット内に格納してありますので、この方々を中心に推進していただきたいと思います。名簿に関係なく推進いただいて構いませんので、積極的な取組をお願いいたしたいと思います。 なお、選定に当たっては、39歳以下の若手農業者、女性農業者を中心に選定をお願いいたします。選定人員は、各委員2名程度を上げていただくことにより、年間70名の方に年金制度の周知をできますので、ご協力をお願いしたいと思います。 あわせて、加入推進強化月間として、前期が9月から10月、後期が1月から3月に設定しておりますので、加入推進をよろしくをお願いします。 最後になりますが、別添として、今回テーブルの机の上のほうに加入推進戸別訪問計画書・行動計画書を作成させていただきました。例年どおり加入推進活動を行いましたら、経過を記入していただきまして、随時、事務局へ報告いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。風間委員。
1	5	番
事務局		これ推進するというんだけど、推進する人がいない場合は何かペナルティーもなかったりなんかするののか。
事務局		いや、そこまではないので、努力をしていただきたいということでご理解いただきたい。
1	5	番
		それに付け加えると、農業者が減っている中で年齢枠というのがあって、70でも80でもいいというんだけど、これなかなか難しい話だと思うんだよね。ずっとやっているんだけど、ここでも改善しないで推進、推進と言われても、歩くところもないし、さんざん歩いているんだから、僕ら、もうちょっと上のほうでも何か考えたやり方をしてもらわないと動きようがないんだよね。ただ行って推進するよ。推進だけだよ、これありますからと、パンフレット。
		ぜひ、そういう形が結構多いんだよ。中には若い人もいるのかもしれないけれども、なかなか、今まで推進してきて入ってくれないんだから。なかなか難しい話だと思うんだけど、良く考えて推進の仕方を検討してほしいと思います。
事務局		分かりました。検討させていただきます。
議長		ほかにございませんか。
		発言する者なし。
儀	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農業者年金加入推進について、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第40号）
議	長	議案第40号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第40号 農地パトロールについて下記のとおり提案する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
		まず、別紙のとおりということで、資料5についてはタブレットの総会資料の中の

資料5、第1回農地パトロール班編成表を格納しておいたところですが、本日開催した第2回農地部会において一部修正がありましたので、すみません、時間がなかったために紙にて皆様に配付させていただきました。ご覧いただければと思います。

まず、実施区域につきましては、市内全域で実施したいと考えております。

実施期間は、昨年同様、各地区で班編成を行い、当初7月7日から7月23日の期間で実施するという考えでございましたが、7月21日、22日の2日間においては玉造地区において空中散布が予定されております。今回、農地部会の中で、再調整という形で7月7日から7月17日で期間を設定させていただきました。

なお、予備日として7月28日から7月30日の期間を設けております。

実施方法につきましては、昨年同様、タブレット内の地図情報にて、各委員、作業を行っていただき、パトロールを実施していただきたいと思います。

対象地については、昨年までに一度現地確認を実施した遊休農地を対象とし、再生可能の緑区分、それから、黄色区分の判定をした後、こちらについて確認をしていただきたいと思います。農地を確認した後、再生可能の緑区分か黄色区分、または再生困難な農地にそれぞれ分類していただきたいと思います。併せて、遊休農地になっていた農地で耕作が再開されているかというのも確認していただけると助かります。

パトロールを実施後になりますが、緑区分、黄色区分につきましては、所有者の方にこれからの農地の利用意向を確認してまいりたいと思います。こちらについては11月から12月頃に郵送で意向のほうを確認する調査を行っていきたいと考えております。

また、全体パトロールで確認できなかった農地については、個別パトロールを実施していただき、再生困難な農地と判断した農地については、判定をする上で3人以上で確認いただきたいため、こちらについては別途事務局のほうで依頼をさせていただき、非農地の判断をするような形で進めてまいりたいと思います。説明については以上です。

- | | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | 説明が終わりました。質疑を求めます。谷田川委員。 |
| 9 | 番 | これは五、六人になっているけれども、これを班を何班かに分けるという意味ですか。6人でやるんですか。 |
| 事務局 | | 基本は全員との考えで、前年同様、班編成をさせていただきました。 |
| 9 | 番 | 全員で、6人で見るという考えで。車の関係があるから。 |
| 事務局 | | そうですね。それで、すみません。車のほうは各地区ちょっと押さえてはあるんですけども、ちょっと昨年各農業委員さんのほうからご協力をいただいたと思うんですけども、どうしても人数の関係で乗れないというケースがあると思います。なので、申し訳ないんですけども、昨年同様、ちょっと車を1台くらい各地区で、農業委員さん、推進委員さんにご協力をいただくことになるかと思うんですけども。 |
| 9 | 番 | そうだよな。 |

事務局		その際はちょっとご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。
9	番	分かりました。
議	長	本澤委員。
1	4	これは緑と黄色でと言ったよね。これ分類したことはタブレットにみんな個人個人で入れるの。
事務局		すみません。こちらも昨年同様、操作性上は一緒になると思うので、まず確認していただいて、緑か黄色か赤か、さらに、そのまま遊休農地が耕作がされているのであれば、耕作地として登録をいただきたいと。併せて、大変だとは思ひうんですけども、写真のほうも撮っていただきたいというのは。
1	4	やり方忘れてしまったが。
事務局		各地区、事務局のほうも同行しますので、事務局のほうでは、何かあればこちらで対応できるようにはしたいと思ひますので、ちょっと大変かとは思ひうんですけども、ご協力のほうお願ひしたいと思ひます。
1	4	帯同していただく事務局の方は、必ず指導できるようにしてほしい。
議	長	ほかにございましたら、お願ひいたします。
		発言する者なし。
儀	長	それでは、ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については、原案のとおり決定といたします。
		（報告第28号）（報告第29号）（報告第30号） （報告第31号）
議	長	次に、報告案件に入ります。
		報告第28号 制限除外の移動届の受理について、報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第31号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願ひます。
事務局		報告第28号 制限除外の移動届の受理について下記のとおり報告する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
		第1項につきましては、東関道自動車道水戸線工事における土砂仮置場搬出入路のための届けとなります。
		続きまして、報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
		こちらは相続による所有権を取得された方の届出の件の一覧になりますので、ご確認ください。
		続きまして、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和8年6月25日提出、行方市農業委員会長 椎名

勇。
こちらは合意解約により、賃貸借を解約した通知のあった１８件の一覧になりますので、ご確認ください。
最後に、報告第３１号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和８年６月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
こちらは先月に提出いただきました活動記録簿を集計したのになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。

議 長 報告案件について、質疑を求めます。
発言する者なし。

議 長 この報告に対して、ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 ４時３６分

議 長 それでは、これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第６回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。